北海道告示第10410号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び堤 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘	要
北海道立総合研究機構物価 高騰対策支援事業費補助金 コロナ禍における物価高騰 に関し、経営努力の範囲を 超える多大な影響が生じで いる北海道立総合研究機構を支援するため、北海道立総合研究機構の光熱水費に ついて北海道が予算の 内で補助金を交付する。	北海道立総合研究機構	電気料金、重油料金、灯油料金 及びガス料金(以下「電気料金 等」という。)の合計額(令和 4年4月から令和5年3月までの間 に使用したものに限る。)から 、北海道立総合研究機構運営費 交付金算定上の電気料金等及び 寄附金その他の収入を差し引い た額	10/10以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第20号様式 総政第32号様式	総政第2号様式総政第31号様式総政第31号様式	提出部数 提出期限 3月20日 提出先 総部次会 社 社 局 振 興 課			